

円 サ ポ ー ト

追加型投信／内外／債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「円サポート」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月9日に関東財務局長に提出しており、2025年5月10日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	29兆7,310億円 (2025年2月末現在)

ファンドの目的

主として、日本および世界の高格付の国の債券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

特色

1

日本および世界の格付の高い国債・国際機関債などに投資します。

- 原則として、信用力の高い国の国債などに投資を行ない、信用リスクの低減を図ります。
 - 海外の債券については、原則として、買付時においてAA格相当以上の格付が付与されている国に投資します。
- ※なお、将来、市況動向などにより、当該格付の基準が変更となる場合があります。

特色

2

為替変動の影響を抑え、円建てで安定的な収益の確保をめざします。

- 外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
- 為替ヘッジを行なった後の金利が相対的に高い国の中から、ファンダメンタルズや流動性などを勘案し、投資国を選定します。
- 投資国は、原則3カ国～5カ国程度に分散し、安定した収益の確保をめざします。

特色

3

毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 主に組入債券の利子収入などを原資として、毎決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

収益分配のイメージ



※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

日本および世界の格付の高い国債などに投資します

●原則として、信用力の高い国*の国債などに投資を行ないます。

※海外の債券については、原則として、買付時においてAA格相当以上の格付が付与されている国に投資します。

なお、将来、市況動向などにより、当該格付の基準が変更となる場合があります。

主な投資対象国・地域の格付

欧 州		
国 名	S&P社	ムーディーズ社
スイス	AAA	Aaa
スウェーデン	AAA	Aaa
デンマーク	AAA	Aaa
ドイツ	AAA	Aaa
ノルウェー	AAA	Aaa
オランダ	AAA	Aaa
フィンランド	AA+	Aa1
オーストリア	AA+	Aa1
イギリス	AA	Aa3
ベルギー	AA	Aa3
アイルランド	AA	Aa3
フランス	AA-	Aa3
ポーランド	A	A2
ポルトガル	A	A3
スペイン	A	Baa1
イタリア	BBB	Baa3

アジア・オセアニア		
国 名	S&P社	ムーディーズ社
オーストラリア	AAA	Aaa
シンガポール	AAA	Aaa
ニュージーランド	AAA	Aaa
台湾	AA+	Aa3
韓国	AA	Aa2
日本	A+	A1
マレーシア	A	A3
タイ	A-	Baa1
フィリピン	BBB+	Baa2
インドネシア	BBB	Baa2

北 米		
国 名	S&P社	ムーディーズ社
カナダ	AAA	Aaa
アメリカ	AA+	Aaa
メキシコ	BBB+	Baa2

※上記の格付は2025年2月末時点で、上記の格付会社によって自国通貨建長期債務に対して付与されたものです。

※格付は将来変更となる可能性があります。

※投資対象国は、FTSE世界国債インデックス(参考市場インデックスを含む)の構成国としますが、上記以外の国にも投資する場合があります。

※当資料に示す指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、指数の算出元または公表元に帰属します。

為替ヘッジを行ないます

●外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

※必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

※為替ヘッジを行なうことに伴い、為替ヘッジコストがかかります。

為替ヘッジのメリット・デメリット

メリット

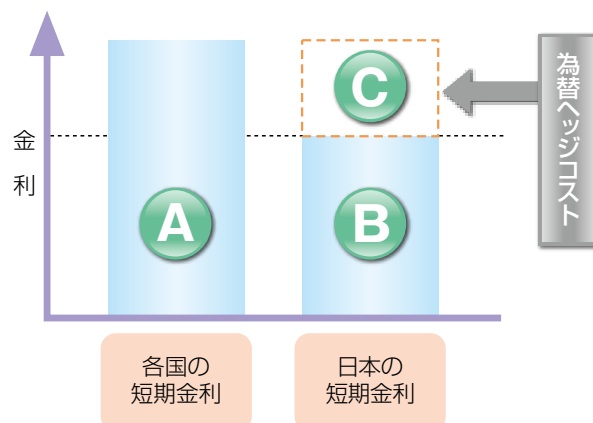
- 円高時の為替差損の回避を図ることができる。
※必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。
- 「為替ヘッジ対象国の短期金利<日本の短期金利」の場合、為替ヘッジプレミアム(概ね2国間の短期金利差)を得られることとなり、利回りが相対的に高くなる。

デメリット

- 円安時に為替差益を得られない。
- 「為替ヘッジ対象国の短期金利>日本の短期金利」の場合、為替ヘッジコスト(概ね2国間の短期金利差)を支払うこととなり、利回りが相対的に低くなる。

為替ヘッジコストについて(イメージ)

- 「為替ヘッジ」には、一定のコストがかかります。
日本と各国の「短期金利」同士の「金利差」相当分が為替ヘッジコストとなります。

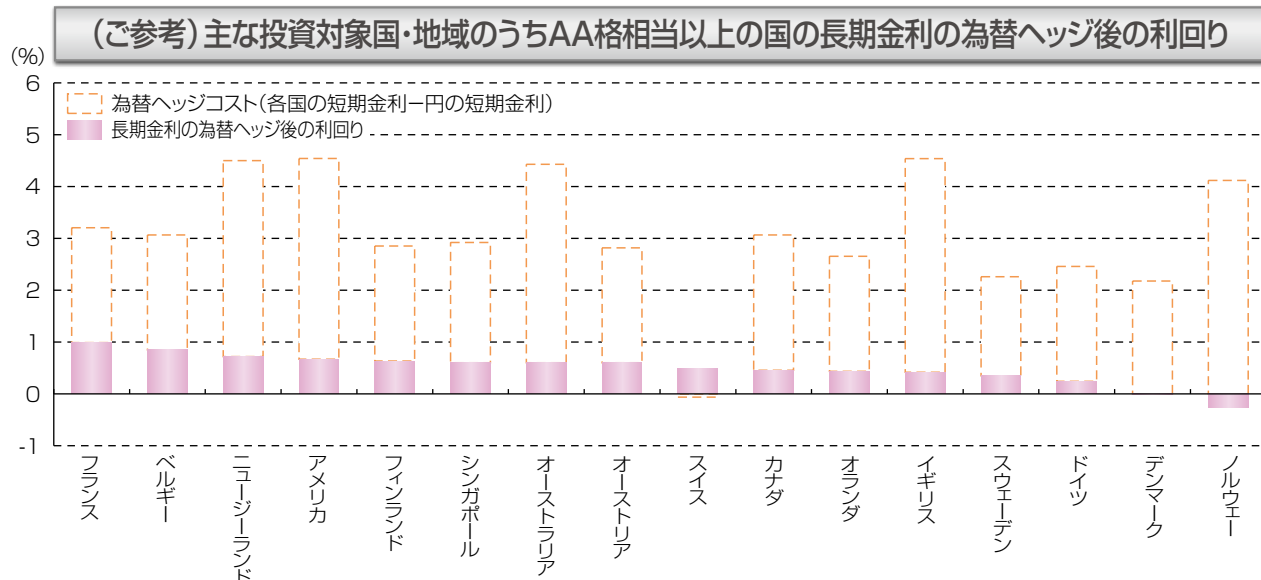


※上記はあくまでイメージであり、実際とは異なります。

為替ヘッジ後の利回り水準などを勘案して投資国を選定します

- 投資国は、為替ヘッジ後の利回り水準などを勘案して3カ国～5カ国*程度に分散し、安定した収益の確保をめざします。
- 投資国の選定にあたっては、ファンダメンタルズや流動性なども考慮します。

※市況動向および資金動向などにより、投資国数が変動する場合があります。



為替ヘッジ後の
利回り水準に加え
ファンダメンタルズや
流動性なども考慮し
絞込み

投資国選定
3カ国～5カ国程度

※投資国については、適宜見直しを行ないます。

(2025年1月末時点)

※為替ヘッジコストは、各国の短期金利から日本の短期金利を差し引いた理論値です。

※短期金利は各国の代表的な短期金利を使用しています。

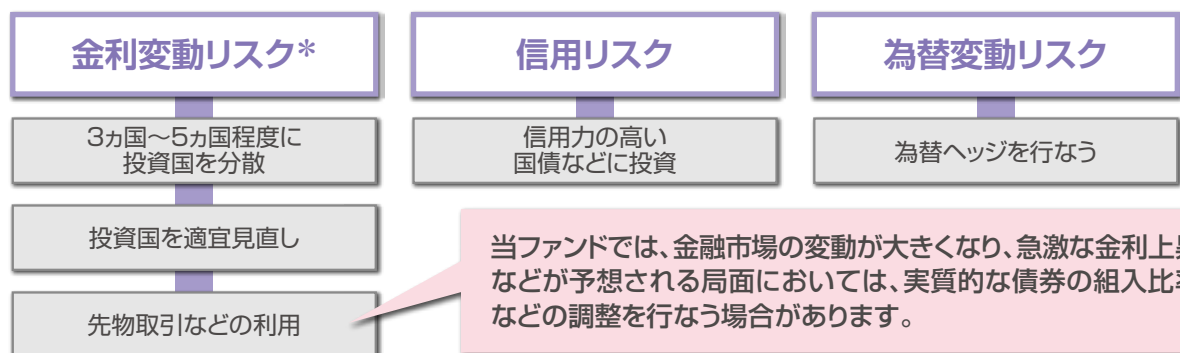
※長期金利の為替ヘッジ後の利回りは、各国の10年国債の利回りから為替ヘッジコストを差し引いたものです。

※為替ヘッジコストがマイナスに表示されている国は為替ヘッジプレミアムとなります。

信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。また、上記の国・地域の債券を組み入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。

当ファンドがめざすリスク低減



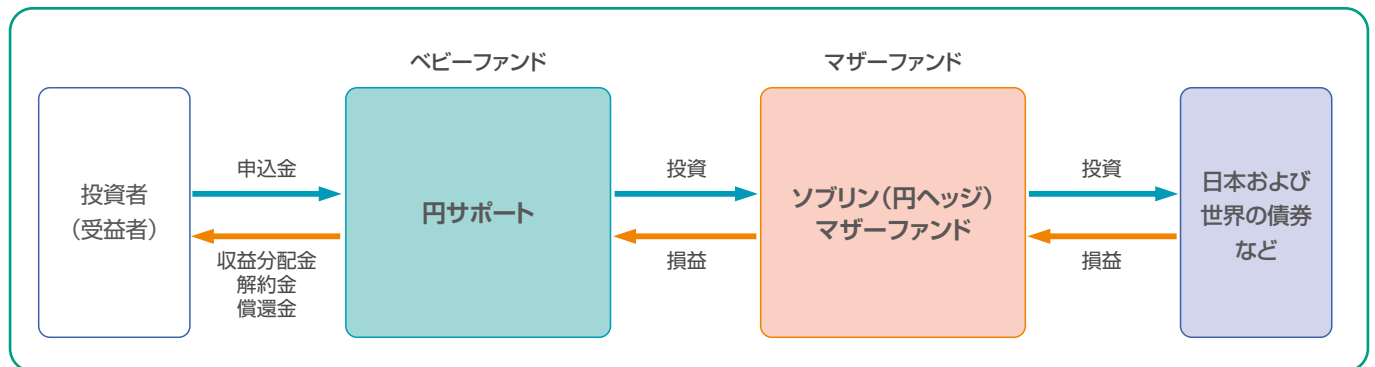
*一般に、金利が上昇すると債券の価格は下落します。また、残存期間が長い債券ほど価格の変動が大きくなる傾向があります。

※上記は、リスク低減のための主要要素を示していますが、ファンドの運用成果などを約束するものでも、全てのリスクと低減要素を網羅したものでもありません。

※市況動向などにより、上記のようなリスク低減ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



- (主な投資制限) ・株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- (分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に
行なうことをめざします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

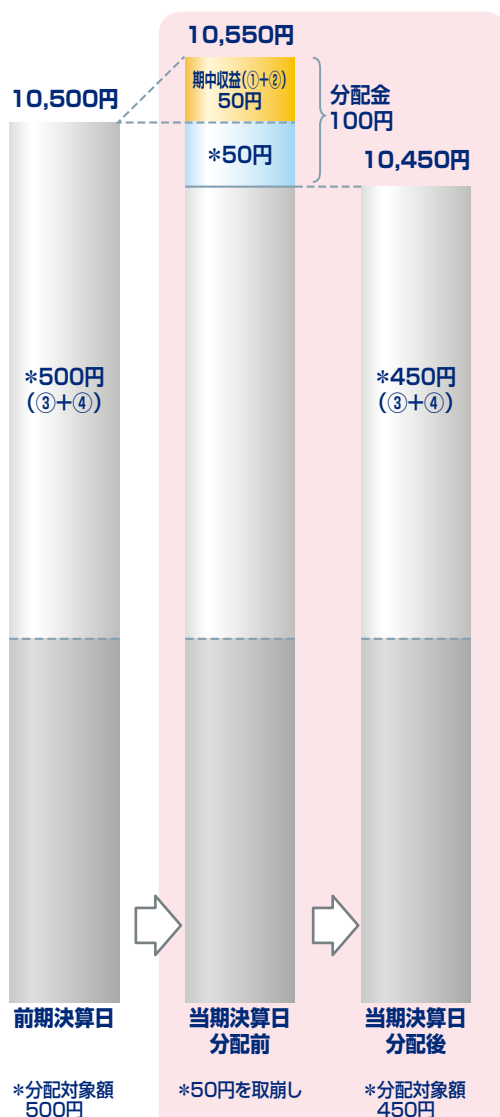
投資信託で分配金が支払われるイメージ



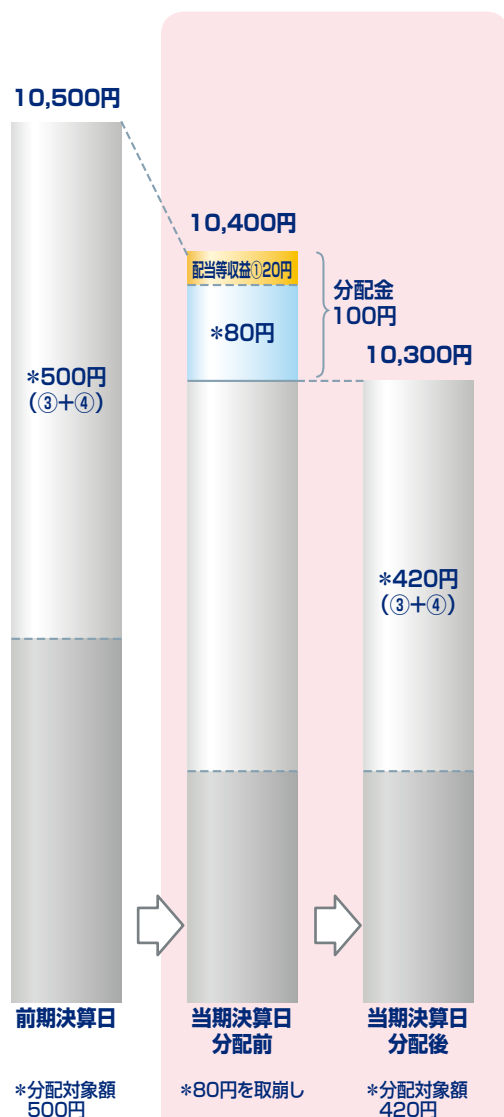
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



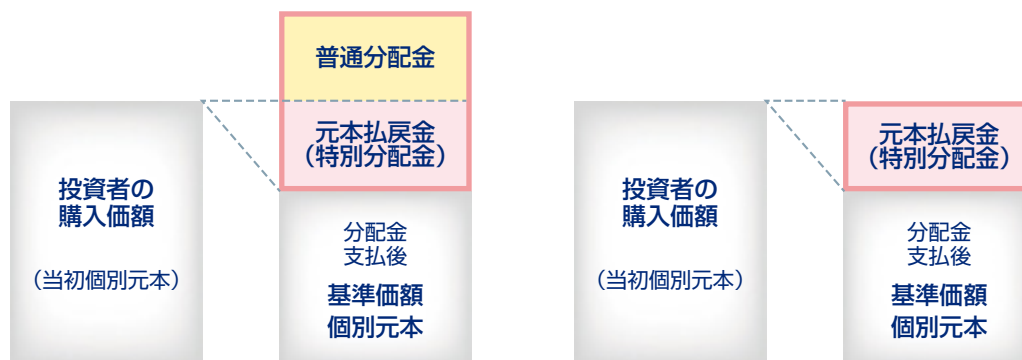
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

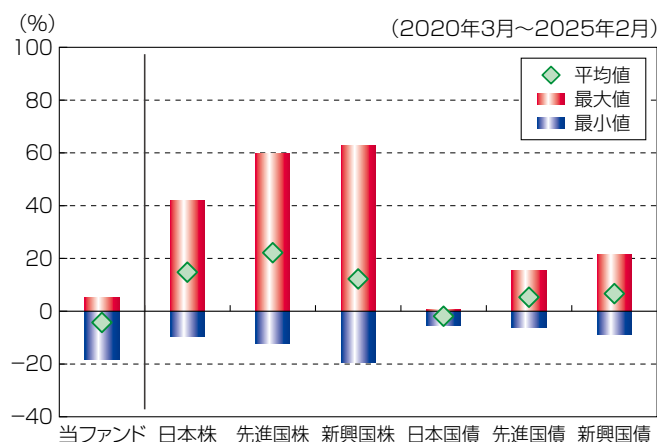
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2025年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-4.3%	14.8%	22.2%	12.2%	-1.9%	5.3%	6.7%
最大値	5.3%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-18.2%	-9.5%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

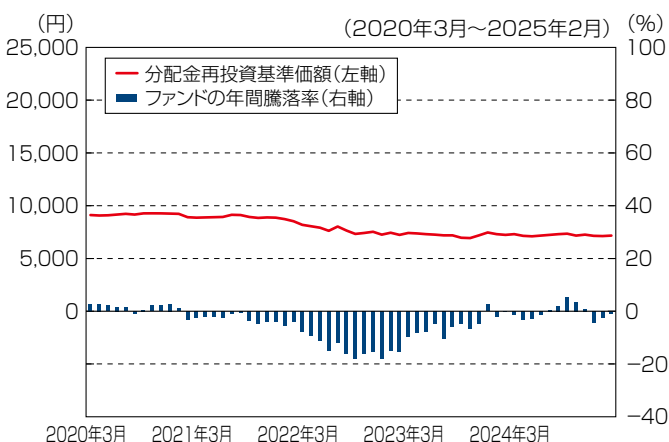
<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX (東証株価指数) 配当込み
先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

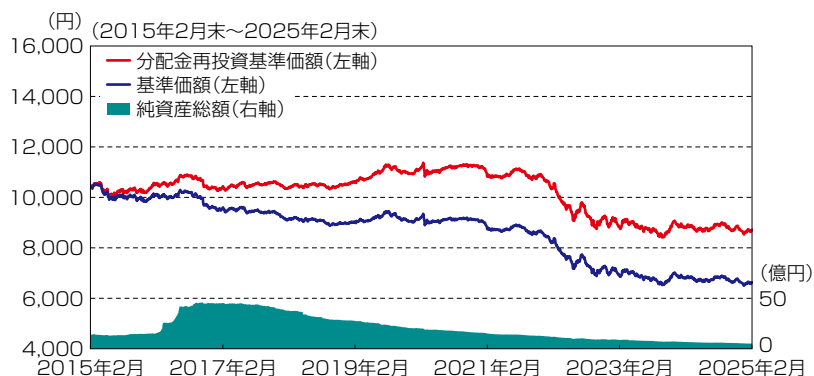
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移



基準価額……………6,636円

純資産総額……………5.13億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	直近1年間累計	設定来累計
8円	8円	8円	8円	8円	96円	3,880円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

公社債	89.9%
うち現物	89.9%
うち先物	0.0%
現金その他	10.1%

※当ファンドの実質組入比率です。

<債券格付別構成比率>

AAA	20.1%
AA	79.9%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付はS&P社の表記を使用しています。

<債券国別投資比率>

国名	比率
ベルギー	38.6%
オーストラリア	22.7%
イギリス	17.6%
フランス	12.7%
アメリカ	8.4%

※国際機関債などは発行通貨ベースで国別に分類して表示しております。

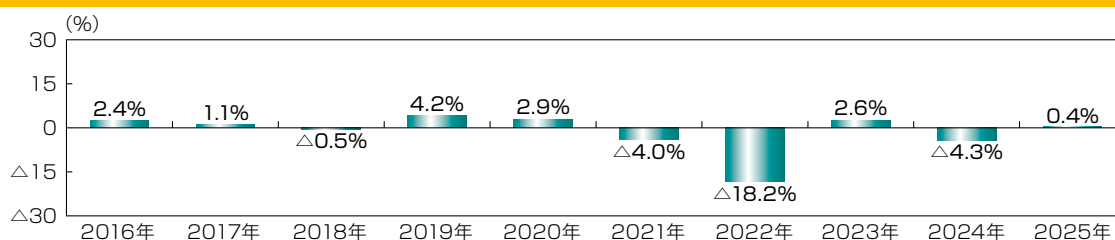
<債券組入上位10銘柄>

	銘柄名	国/地域	種類	利率	償還日	比率
1	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債証券	3.000%	2034年 6月22日	21.73%
2	UK TREASURY	イギリス	国債証券	0.625%	2035年 7月31日	6.74%
3	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	3.000%	2034年11月25日	6.74%
4	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債証券	3.000%	2033年 6月22日	6.52%
5	UK TREASURY	イギリス	国債証券	4.500%	2034年 9月 7日	6.35%
6	KOMMUNALBANKEN AS	ノルウェー	特殊債券	2.400%	2029年11月21日	6.08%
7	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債証券	2.850%	2034年10月22日	3.61%
8	UK TREASURY	イギリス	国債証券	4.625%	2034年 1月31日	3.18%
9	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	3.500%	2033年11月25日	3.17%
10	NEW S WALES TREASURY CRP	オーストラリア	地方債証券	2.000%	2033年 3月 8日	2.79%

※「債券格付別構成比率」「債券国別投資比率」は、マザーファンドの状況です。比率は、組入債券評価額に対する値です。

※「債券組入上位10銘柄」は、マザーファンドの状況です。比率は、純資産総額に対する値です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2025年は、2025年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年5月10日から2025年11月12日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、2026年2月10日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2026年2月10日まで(2011年2月28日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(2月、8月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2.0%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)		ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.748%(税抜0.68%)以内 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 各計算期に適用する運用管理費用(年率)は、前計算期終了日におけるわが国の新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値ベース)に応じて以下の率とします。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞																																											
		<table><tr><th rowspan="2">新発10年国債の利回り</th><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>4%以上の場合</td><td>0.68%</td><td>0.30%</td><td>0.35%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>3%以上4%未満の場合</td><td>0.60%</td><td>0.26%</td><td>0.31%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>2%以上3%未満の場合</td><td>0.52%</td><td>0.22%</td><td>0.27%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>1%以上2%未満の場合</td><td>0.44%</td><td>0.18%</td><td>0.23%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>0.5%以上1%未満の場合</td><td>0.36%</td><td>0.14%</td><td>0.19%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>0.5%未満の場合</td><td>0.28%</td><td>0.10%</td><td>0.15%</td><td>0.03%</td></tr></table> <table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。	新発10年国債の利回り	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬				合計	委託会社	販売会社	受託会社	4%以上の場合	0.68%	0.30%	0.35%	0.03%	3%以上4%未満の場合	0.60%	0.26%	0.31%	0.03%	2%以上3%未満の場合	0.52%	0.22%	0.27%	0.03%	1%以上2%未満の場合	0.44%	0.18%	0.23%	0.03%	0.5%以上1%未満の場合	0.36%	0.14%	0.19%	0.03%	0.5%未満の場合	0.28%	0.10%	0.15%	0.03%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
新発10年国債の利回り	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬																																												
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																																									
4%以上の場合	0.68%	0.30%	0.35%	0.03%																																									
3%以上4%未満の場合	0.60%	0.26%	0.31%	0.03%																																									
2%以上3%未満の場合	0.52%	0.22%	0.27%	0.03%																																									
1%以上2%未満の場合	0.44%	0.18%	0.23%	0.03%																																									
0.5%以上1%未満の場合	0.36%	0.14%	0.19%	0.03%																																									
0.5%未満の場合	0.28%	0.10%	0.15%	0.03%																																									
委託会社	委託した資金の運用の対価																																												
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																																												
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																																												
その他の費用・手数料	諸費用 (目論見書の作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。																																											
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。																																											

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2025年5月9日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率 ----- 対象期間:2024年8月14日~2025年2月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.54%	0.42%	0.12%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

Lined area for notes, consisting of multiple horizontal dashed lines.

